

平成23年度

福島町議会

定例会7月会議会議録

平成23年7月7日 開会

平成23年7月7日 休会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意
しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校より
できなく、誤字、脱字がありますことを深くお詫び
申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読い
ただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 平 野 隆 雄

目 次

平成23年7月7日（木曜日）第1号

○議 事 日 程	1 頁
○会議に付した事件	1 頁
○出 席 議 員	1 頁
○欠 席 議 員	1 頁
○出 席 説 明 員	1 頁
○職務のため議場に参加した議会事務局職員	1 頁
○開会・開議宣告	3 頁
○福島町長職務代理者福島町副町長あいさつ	3 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	3 頁
○日程第2 諸般の報告	3 頁
○日程第3 発委第1号 福島町議会会議条例の一部改正について （提案説明・質疑・討論・起立採決）	4 頁
○日程第4 発委第2号 議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部改正について （提案説明・質疑・討論・起立採決）	9 頁
○日程第5 議案第15号 平成23年度福島町一般会計補正予算（第4号） （提案説明・質疑・討論・起立採決）	13 頁
○休 会 宣 告	15 頁

提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
発委 1	福島町議会会議条例の一部改正について	7月7日	原案可決
発委 2	議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	7月7日	原案可決
15	平成23年度福島町一般会計補正予算（第4号）	7月7日	原案可決

平成23年度

福島町議会定例会7月会議

平成23年7月7日（木曜日）第1号

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 発委第1号 福島町議会会議条例の一部改正について
日程第4 発委第2号 議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第5 議案第15号 平成23年度福島町一般会計補正予算（第4号）

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 発委第1号 福島町議会会議条例の一部改正について
日程第4 発委第2号 議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第5 議案第15号 平成23年度福島町一般会計補正予算（第4号）

◎出席議員（12名）

議長	12番	平野隆雄	副議長	11番	金沢秀一
	1番	熊野茂夫		2番	川村明雄
	3番	新山大吉		4番	木村隆
	5番	加藤雅行		6番	杉村志朗
	7番	佐藤孝男		8番	藤山大
	9番	花田勇		10番	滝川明子

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

福島町長職務代理者福島町副町長	竹下泰弘	総務課長兼総務グループ参事	川岸勤
財務課長兼財務グループ参事兼税務グループ参事	本庄屋誠	会計管理者	谷藤悟
総務課企画グループ参事	鳴海清春		
教育長	丁子谷雅男		
監査委員	花田修一	監査委員補助職員	（石堂一志）

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	石堂一志	議会グループ総括主査	前田勝広
議会グループ主事	澤田元気	議会グループ書記	平野文子

(開会 10時00分)

◎開会・開議宣告

○議長(平野隆雄) おはようございます。

ただいまから、平成23年度福島町議会定例会7月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、福島町長職務代理人竹下副町長より申し出がありますので、あいさつを行います。

福島町長職務代理人竹下副町長。

◎福島町長職務代理人福島町副町長あいさつ

○福島町長職務代理人(竹下泰弘) おはようございます。

平成23年度福島町議会定例会7月会議の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中でのご出席誠にありがとうございます。

まず、はじめに村田町長の動向について報告をさせていただきます。

町長は、当初6月末までの入院治療の予定でございましたけれども、その後の診断結果から入院が2週間程度延びることになりました。復帰の予定につきましては、現時点では7月20日頃を目途に復帰する予定である旨を町長から連絡を受けておりますので、報告をさせていただきます。

なお、本日提案しております案件につきましては、平成23年度福島町一般会計補正予算(第4号)の1件のご審議をお願いするものでございます。

議案第15号 平成23年度福島町一般会計補正予算(第4号)でございますけれども、補正の内容につきましては、発委第1号 福島町議会会議条例の一部改正での議員定数の改正と、発委第2号 議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部改正に伴う9月1日以降の議員歳費、職員手当等の差額分で第1款議会費で151万6千

円の追加補正となります。

また、第2款総務費では、庁舎2階の電算室に設置しております冷房設備が6月中旬頃に冷房機能が急速に低下し温度が下がらない状態になったことから、電気工事店に調査をお願いしたところ、故障の原因は平成6年の現役場庁舎から使用しており、16年間経過している経年劣化によることと、電算室に設置しているサーバー台数の増加に伴い機器に負荷が掛かったことによる故障とことから、これから夏場を迎えるにあたり、電算機器の保守の面からも、現在設置しているエアコンより冷房能力の高い機種を選定しての取替え修繕を行う費用として、64万円の追加補正をお願いするものでございます。

一般会計全体の補正予算につきましては、議会費及び総務費を合わせまして、歳出合計で215万6千円の補正予定をさせていただきます。

議案の内容につきましては、この後担当課長より詳しく説明させていただきますので、ご審議をいただき議決賜りますようお願い申し上げます。私のあいさつといたします。

本日はよろしくお祈りいたします。

○議長(平野隆雄) 福島町長職務代理人竹下副町長のあいさつが終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長(平野隆雄) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

2番川村明雄議員、3番新山大吉議員を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長(平野隆雄) 日程第2 諸般の報告を行います。

議会運営委員会の報告を行います。

木村隆議会運営委員長。

○4番(木村隆) 平成23年度福島町議会定例会7月会議の開会にあたり、去る6月29日に

開催いたしました議会運営委員会の協議結果について報告いたします。

議事日程については、お手元に配布のとおりでございます。

審議日数につきましては、本日1日を予定いたしました。

議事運営にご協力いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（平野隆雄） 議会運営委員会の報告を終わります。

本日の議事は、ただいま木村隆議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。

また、諸般の報告もすでに印刷のうえ、皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎発委第1号 福島町議会会議条例の一部改正について

○議長（平野隆雄） 日程第3 発委第1号 福島町議会会議条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木村隆議会運営委員長。

○4番（木村隆） 議会提出議案の1ページをご覧ください。

発委第1号 福島町議会会議条例の一部改正について。

福島町議会会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

改正前の12名を、改正後に11名とするものです。

改正の理由につきましては、別冊の説明資料の1ページをご覧ください。

読んで説明とさせていただきます。

発委第1号 福島町議会会議条例の一部改正について。

1. 改正の理由。

議員定数は、議会制民主主義の根幹をなすもの

であるが、適正な議会運営のために議員が最低何人必要か、また人口に応じた適正規模はどうかといった点について明確な理論的根拠はありません。議員定数は、財政ありき、あるいは人口減という要素だけで判断するものではなく、各々の町における議会の将来的機能を十分に発揮していくための組織・構成の観点にたって検討すべきものと思います。

議会基本条例の前文にあるように、今後の地方分権改革は、国と地方を「対等・協力」の関係とし、「自由と責任」、「自立と連携」を基本原則とした完全な自治体として「地方政府」を目指すことになり、「地方政府」を担う行政と議会に対する改革の要請は厳しく、責任は重大となり、果たす役割は一層重要となります。

福島町の将来人口の推移や、議員一人当たりの人口、財政負担などを考慮した上で、議員定数を1人減とし、11人とするものです。現行より議員は1人減となりますが、民意の反映が低下する危惧を極力避けることができ、また議会活動に重要な常任委員会も現行の2常任委員会を維持することが可能になります。

2. 改正の内容。

議員定数12人を1人削減して、11人に改正するものです。

3. 施行期日。

次の一般選挙から施行する。（平成23年8月16日執行予定）

4. その他。

福島町議会基本条例諮問会議に現行の議員定数12人を11人に改正することについて諮問し、原案どおり同意する答申を得ています。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（平野隆雄） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

5番加藤雅行議員。

○5番（加藤雅行） ただいま、発委第1号を提案された木村隆議会運営委員長にお聞きしたいと思います。

今回の発委第1号の改正理由を縷々述べていただきました。この中で、直接請求をされた方々がそれぞれ問題点を挙げて、例えば福島町の将来人口の推移や議員一人当たりの人口、あるいは常任委員会の問題に対して指摘しながら直接請求をあげたと思うんです。このことに対して発委を提案する人として、説明責任を果たしているとお考えかどうかをまず先にお伺いします。

○議長（平野隆雄） 4番木村隆議員。

○4番（木村隆） 説明責任ということですが、直接請求も住民の権利であると思います。ただ、議決権は議員であります。確かに署名運動で50分の1をクリアしたことも事実で、前回職務代理者の方から提案されたということでもありますけれども、直接請求の要旨が正しいとか、間違いとかではなくて、今後4年間議員が活動するのに何をチョイスするかが今日であると思っております。

○議長（平野隆雄） 5番加藤雅行議員。

○5番（加藤雅行） 私の聞いているのは、そういう方に対して説明責任をきちんと果たした上での今回の発委かどうかを聞いているんです。議員個々でそれぞれの考え方を持つのは、私が問うことではありません。ですけれども、今回の直接請求をされた方々に対して、説明責任をきちんと果たしているのかどうか。こういうことに対して、あなた自身の考え方をもう一度述べてください。

○議長（平野隆雄） 4番木村隆議員。

○4番（木村隆） 色んなこれまでの経過を踏まえて、説明責任を果たしてきたと思っております。

○議長（平野隆雄） 5番加藤雅行議員。

○5番（加藤雅行） それでは、直接あなた自身に対する説明責任について質問させていただきます。

確かあなたは今回の任期は2期目ということで認識してよろしいですね。

○議長（平野隆雄） 4番木村隆議員。

○4番（木村隆） はい、そうです。

○議長（平野隆雄） 5番加藤雅行議員。

○5番（加藤雅行） 2期目の福島町議会議員の選挙をした時に、自分の立候補の理由を挙げていたと思います。その時に、次の4年が終わった後には8人ですと立候補をする時のお約束を町民にしているんです。そしてまた、議会で町民説明会をした時に10人ですと吉岡で答えている。最後には自分が発委をする側の人間として11人になっているんです。ここにも書いてありますように、今後の地方分権という中で、「自己と責任」が謳われているんです。そのことに対して、町民に対して、あるいは有権者に対して、どういう説明責任を今までの会議の中で果たしてきたかお知らせしてもらいたいと思います。

○議長（平野隆雄） 5番加藤雅行議員に申し上げます。

ただいまの発言は、議員個人の中身に入っているもので、それは今回の議題外と判断をしておりますので、その辺を弁えて質問をお願いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

(休憩 10時15分)

(再開 10時19分)

○議長（平野隆雄） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

4番木村隆議員。

○4番（木村隆） 私個人の考え方のご質問ですけれども、そもそも議員定数減の8人と書いたのは事実です。それで、議員定数減の本質は私個人は財政問題よりも議員の質だと思っています。4年間そういう中で活動させていただきました。福島町議会は、議会基本条例が始まって2年が経ちましたけれども、これからが本当の条例を使って議会としての役割を果たしていく議会だと思っております。議会や議員は駄目だから、定数や歳費は少なくしろという悪いスパイラルにならないようにするべきだと思いますし、もしかしたらそれがこれからの新しい議会改革になるかもしれないと思っております。そういう中で、様々な意見

を踏まえて今後4年間の議会や議員が有効的に活動していく数として11人が多数を占めたと思っておりますし、直接請求に関しては財政問題を考えての定数減を請求してきたものと考えております。確かに年間300万円歳費が増額されるわけですけれども、町財政推進プランですとか、財調の動向を見ても著しく町財政を逼迫するものではないと考えております。

○議長（平野隆雄） ほかに。
（「なし」という声あり）

○議長（平野隆雄） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

3番新山大吉議員。

○3番（新山大吉） 反対討論をいたします。

議会は、条例案の審議の着眼点として何が一番大事か。1点目は、何の目的でこの条例が制定されているか。2点目は、住民が賛成する内容であるか。これが一番大事なことであります。3点目は、違法な点がないか。この3点に絞られると思います。

しかし、今回は2点目の住民の代表が議会に改正案を出してきました。それを福島町議会が6月第2回定例会会議において、住民の直接請求案が採決の結果、賛成少数で否決されたのであります。誠に残念だと言わざるを得ません。

よって、私はこの案に対して反対いたします。

○議長（平野隆雄） 賛成討論はございますか。
6番杉村志朗議員。

○6番（杉村志朗） 発議案に賛成をいたします。

改正の理由にも書いてありますとおり、議員定数は財政ありき、あるいは人口減という要素だけで判断するものではなく、各々の町における議会の本来的機能を十分に発揮していくための組織・構成の観点にたって検討すべきものだと思います。

現行より議員は1人減となりますが、民意の反映が低下する危惧を極力避けることができ、また議会活動に重要な常任委員会も現行の2常任委員会を維持することが可能になります。全くそのと

おりと思ひ、賛成をいたします。

○議長（平野隆雄） 反対討論はございますか。
8番藤山大議員。

○8番（藤山大） 反対討論をします。

定数11人については、町民の理解が得られていません。近隣町の定数、人口の減少と議長の役割が大幅に増えます。何より町民の声は議員定数10人と訴えていますので、町民の代表として民意の意見・要望を大切に、定数11人には反対します。

○議長（平野隆雄） 賛成討論はございますか。
10番滝川明子議員。

○10番（滝川明子） 賛成討論をいたします。

議員定数は、財政や人口減だけで判断するのではなく、町議会の役割、本来的機能を十分に発揮するための組織や構成を考える観点で判断をしました。

人口の推移や議員一人当たりの人口、財政負担などを考慮して、11人との提案は現行より1名減ではありますが、民意の反映の低下を1人だけで抑えることができますし、2常任委員会の活動も可能となります。

前の賛成討論と同じ内容でございますが、議会基本条例の下、通年議会の活動で町民の負託に応えるため、「分かりやすく町民が参加する議会・しっかりと討議をする議会・町民が実感できる政策を提言する議会」を目指して、活動をする決意を込めて賛成討論といたします。

○議長（平野隆雄） 反対討論はございますか。
9番花田勇議員。

○9番（花田勇） 私は、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

色々と皆さん賛成、反対で意見を述べておりますけれども、私は一貫してやはり町民の意見をよく聞いて、町民の請求をよく受け入れて、少なくとも人口減の福島町、財政難の福島町のことを考慮し、10人であれば委員会がどうか、民意がどうと言いますが、10人の議会で構成されている町村はいくらでもあります。そういう所を手本にしてやろうと思えばやっていけると思い

ます。少なくとも、今後の福島町の人口推移、経済、財政を考えた時点においては、10人で沢山だと考えて私はこの発委に反対であります。

○議長（平野隆雄） 賛成討論はございますか。

1 番熊野茂夫議員。

○1 番（熊野茂夫） 定数11人についての賛成討論をいたします。

本来定数の持つ意味は、民意の反映が最も大切なところであろうと思います。それを如何に汲み上げられるか。そここのところの最終的な数字の判断だろうと思われま。

今、様々な反対討論の中で、10名が民意の反映だという言い方。町民からの請求を全て受け入れて、それが民意の反映という判断が、果たしてその良識の府である議会の判断、全てその判断が民意の反映という名の下にされていいのかどうか。最も大事な視点であろうと思われま。

それでは、振り返って自立プランを組んだ時の民意について、改めて考えてみたいと思います。

名称が自立プランという言い方。しかし、この4年、5年経過した結果を見た時には、町の自立の視点ではなくて、結果として財政の再建の道筋を付けた。民意の反映を定数の問題で語る時に、様々な町民からの要求、地域からの要求、住民からの利便を求められ、それを民意として考えて、全ての要求に答えていくのかどうか。

私は、議会であればこそ、その是非をしっかりと議論し、将来における町の方向性まで視点に入れながら民意の選択をする。それが議会人としての最も大事な視点であろうと思われま。そのことが、住民請求の中にあつた10名という数字の問題。そして4年後を見据えた財政上の懸念、更に近隣町村との比較、様々な視点で提示されております。

しかし、まちづくり基本条例と議会基本条例を持っているこの町が、自らの判断で民意に対してきちんと負託をしていく。それが1年掛けた諮問会議の検討であり、中身の熟成度は別にしても住民懇談会の結果であり、そして前回の住民直接請求に関わつた方の陳述をきちんと我々が聴き、そ

の結果として判断を示していく。それが大事な視点であろうと思われま。民意の直接請求が全てでいく、その一見民主主義的な方向性で我々が物事を決断すれば、必ず将来に汚点を残す結果になるろうと思われま。

その上で、議会の総意として11人という数字の判断をし、そして当面4年間はしっかりと議会活動をしていく。最後に意見陳述者が説明として言われましたけれども、この直接請求の影に隠されている町民の意思は、議会人一人ひとりの日常の議会活動の是非が問われていることをしっかりと認識しなければならない。議会基本条例の中で、我々は議員一人ひとりが町民の前にしっかりと自分の活動方針を示し、それを自己評価し、きちんと表示をする。その辺のことも日常的な議員活動としてしっかりとこれから4年間していき、11人が適正であると私は考えま。

○議長（平野隆雄） 反対討論はございますか。

5 番加藤雅行議員。

○5 番（加藤雅行） ただいま反対討論、賛成討論の方がそれぞれの考え方を持って、提案に対しての討論を行いました。その様々な中でも、我が議会が他の町村にはないものの一つとして諮問会議を制定し、それに付託をして今回の定数の問題に関して10人か12人という結論を得たはずで。今までお話を聞いていますと、諮問会議は何だったんですか。11人の方が良い、一人でも多い方が民意を反映できるという話をするのなら、最後まで12人でいけばいいでしょう。年額で30万円の予算を掛けて提案をされているのに、11人で良いですと。その説明をきちんと果たしているんですか。住民が自分の足で4キロ、5キロもかけて賛成者の意見を伺いながら直接請求を出してきたんです。そのような人の考え方に対して、説明責任がきちんと果たされているかどうかを質問させていただいたんです。民意が一人でも多い方が良いと言うのであれば、12人で行くべきだ。諮問会議の考え方をもう一度聞いてやるべきでないか。

ここで私の考えを述べさせていただきます。

これから福島町議会は、10人で維持運営、そして町民の声を聴きながら行政が行う事業に対しての是非を検討をしていくことは十分にできていると思っています。我々が町民の声を反映して行政に活かす。それが果たしてこの4年間でもどうだったのかも含めて、人数ではなく、議員の質ということ言うならば、10人で十分だと思っています。そのことが住民に開かれた議会の第一歩であることを述べて、今回の11人に対しては反対をさせていただきます。

○議長（平野隆雄） 賛成討論はございますか。

11番金沢秀一議員。

○11番（金沢秀一） 賛成討論をします。

先頃の我が町の住民直接請求で、財政負担を軽減するためにも議員定数を10人に改定すべきだと訴えておりましたが、2人削減で財政難と質の高い議員活動にいか程の相乗効果があるのでしょうか。先々を考えた時に、定数を固定しないで流動的に考えたら、私は定数11人が妥当であると考えます。

議員定数については、人口ベースによる議員定数の上限撤廃という地方自治法改正の動向に鑑みれば、今後は法制度的にも人口は議員定数を説明するすべての根拠にはなり得なくなり、類似団体等との人口や面積等による比較検討は、これまで以上に意味を持たないこととなります。重要なことは、福島町議会の議会機能を低下させずに、高めていく方向に多面的に検討していくことにあると私は考えます。議会の町民参加の推進、民意の把握、監視機能、政策立案機能の3機能は、議会の最も重要な3機能であります。これらが高めるためには、議員定数だけではなく、民意参加、例えば意見交換、議会モニター、附属機関等による町民参加や、議員の補佐力として専門的知見、議会事務局等による支援等を考えることにも十分留意すべきであると思います。

このようなことから、この議案には賛成と申し上げて討論といたします。

○議長（平野隆雄） 反対討論はございますか。

7番佐藤孝男議員。

○7番（佐藤孝男） 私は11人に反対する者であります。

発委第1号に議員定数は財政ありき、人口減ということは全く根拠にはないということですが、私は財政ありきではないかと思えます。やはり福島町の財政が悪ければ、我々も議員定数を減らすべきではないかと思うわけです。将来的に見ましても、高齢化が進んでいるのは皆さんご承知でしょう。そういう中で、年金暮らしの方からも税金を取るわけにはいきません。そういう点からも、やはり11人ではなく10人が一番良いのではないかと思うわけであります。

諮問会議の中におきましても、12人そして10人という声がありました。そういうことも考えれば、諮問会議の中での審議の内容を十分踏まえて議会も討論をしたわけでありますが、それも尊重していただきたいと私は思っております。

そういうことで、発委第1号については反対をいたします。

○議長（平野隆雄） 賛成討論はございますか。

2番川村明雄議員。

○2番（川村明雄） 本議案に賛成討論をしたと思います。

11人という数字ですけれども、諮問会議の中で10人、12人という形で出てきました。これは一つの民意であり、一つに決められなかった程難しい問題だと私は思います。そういう中で、現在福島町の定数はどの辺が標準なのかということ、私も考え方を色々分析しながらこれまでも申し上げてきました。その考え方は変わっておりません。11人が現在における福島町の適正な数字であると思っております。4番議員がかつて8人を提唱した時、私は驚きました。しかし、8人、9人、10人であれば、機能を果たしていくためにどう改革したら良いかを理論的に議論して、これから決めていくことが出来ると思っております。質の問題を言うと非常に難しい問題であります。

まちづくり基本条例と議会基本条例が認められて、行政、議会はもちろんのこと、住民の皆さん

と切磋琢磨した研究、実践をまちづくりのために作り上げていく。そのために我々議会議員は、相当な努力をしていかなければならないと思っております。したがって、私は一つの提案として、今後4年の中で今まで以上の研究と研鑽、そして8人、9人、10人の場合でも住民のために機能をきちんと果たしていける議会にしていきたいと思っております。

議会は私たち個人のものではありません。住民のものであります。住民の大多数の意見だけを聞いて云々ということではなくて、それを踏まえて私たちはどう決定していくかという責任があると思うわけです。住民を守る戦いでもあると私は信じております。

今般4年間は11人が適正と判断しておりますので、本議案に賛成をいたします。

○議長（平野隆雄） ほかに討論はございますか。

（「なし」という声あり）

○議長（平野隆雄） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

発委第1号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（平野隆雄） 3番、5番、7番、8番、9番を除いて起立多数であり、発委第1号は可決いたしました。

◎発委第2号 議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（平野隆雄） 日程第4 発委第2号 議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木村隆議会運営委員長。

○4番（木村隆） 議会提出議案の2ページをお開きください。

発委第2号 議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。

議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

改正の理由につきましては、別冊の議案説明資料の2ページをご覧ください。

発委第2号 議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。

1. 改正の理由。

現行の議員歳費は、松前町との合併協議の破綻を受け、福島町として自主・自立の運営を選択したことや深刻な財源不足などを考慮して、行財政改革を求める立場の議会自らが議員に厳しい内容の改正が必要と判断して、議員定数の削減と併せて歳費を削減したものになっています。削減の内容は、議員12人で10人分の経費を賄うという考え方です。この結果、平成22年7月1日現在の福島町の議員歳費は全道の類似団体の中では最も低い額となっています。

全国的に見ても議員の歳費月額を決める確かな方法はなく、一定の方式を検討することは、福島町議会では初めてのことであり、判断が極めて難しい点がありました。結果としては、議員の議会活動日数と町長の職務遂行日数の比率を三役の平均給料月額に乗じて算定する「福島町方式」とし、議員歳費17万4千円を標準額とするものです。

福島町の財政状況及び将来の財政推計、財政負担などを考慮した上で、議員歳費の標準額を10パーセント減とし、15万6千円とするものです。なお、役職の調整は、委員長は1.08、副議長1.19、議長1.49をそれぞれ議員歳費に乘じ得た額（千円未満切り捨て）とするものです。

2. 改正の内容。

次のとおり歳費月額を改正し、標準額を算定する「福島町方式」を別表1として定めるものです。

別表1は提出議案の3ページに掲載されております。

その計算を基に、議長23万2千円、副議長18万5千円、常任委員長16万8千円、議会運営委員長16万8千円、議員15万6千円となりま

す。

3. 施行期日。

平成23年9月1日から施行する。

4. その他。

福島町議会基本条例諮問会議に現行の議員歳費を増額改正することについて諮問し、原案どおり同意する答申を得ています。また、町長より福島町特別職報酬等審議会に議員歳費の増額改正について諮問し、原案どおり同意する旨の通知を受けています。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（平野隆雄） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

5番加藤雅行議員。

○5番（加藤雅行） その他の事項のところで、特別職報酬等審議会に議員歳費の増額改正について諮問したと。町長側の方に打診をしてとなっているんですけども、最終的にその判断を得て今回の提案になるということですが、議会基本条例にある議員の歳費を自分達で決めて、議決することに対して、非常に危ういものがあると思って議会基本条例にも反対していたんです。もちろん定数を決めると、それに予算が伴う。町長提案ではなくて、議員自ら提案することは、自治法上から言えば決して違法ではないことは私も覚えています。ですけども、その中で相当の注意をして、有権者に対してどう説明をするのかも含めて、その提案が必要であろうと私は認識しているんです。発委第2号を発委された方は、自分達で決めて、議決をすることになる経緯に対して、どういう考え方を持って発委を出されたのか。

○議長（平野隆雄） 4番木村隆議員。

○4番（木村隆） まず、歳費に関しては、予算権は議員にはありません。そういう中で、十分に町長と協議した上で、議会基本条例を作っております。

予算については町長と4月5日に協議して、町長は特別職報酬等審議会に諮問したと。冒頭、加藤議員は議会の方から打診したようなニュアンス

で私は聞こえたんですけども、私たちの方から諮問会議にかけてくれという話はしておりません。

どういう考え方かと言われても、特に問題はないとしか思っておりません。

○議長（平野隆雄） 5番加藤雅行議員。

○5番（加藤雅行） 諮問会議に私たちの方から諮ってくれと言った覚えはないと。そうしたら、諮問会議にかける必要はないと反対しなかったのですか。

○議長（平野隆雄） 暫時休憩いたします。

(休憩 10時55分)

(再開 10時56分)

○議長（平野隆雄） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

4番木村隆議員。

○4番（木村隆） 私の発言の中で「諮問会議」と言いましたけれども、「特別職報酬等審議会」の間違いでした。

○議長（平野隆雄） 暫時休憩いたします。

(休憩 10時57分)

(再開 10時58分)

○議長（平野隆雄） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

4番木村隆議員。

○4番（木村隆） 議会に予算権はございません。十分承知しております。そういう中で、十分に町長と協議をした上で、議会基本条例を作って、今日の提案に至っていると思っております。

予算については、町長と4月5日に協議して、町長は特別職報酬等審議会に諮問したわけで、その結果が5月23日に出てきたということであります。

○議長（平野隆雄） 5番加藤雅行議員。

○5番（加藤雅行） 先ほどの言葉も撤回するということですね。特別職報酬等審議会にかけるなんて言った覚えはないという発言をされている

んです。

○議長（平野隆雄） 4番木村隆議員。

○4番（木村隆） 撤回すると言いますか、私の言葉の間違いでありまして、加藤議員の方は議会が特別職報酬等審議会にかけてくれと打診したと私は聞こえたんですけれども、そうではなくて、我々はあくまでも町長に予算をお願いに行っただけであって、町長が特別職報酬等審議会に諮問したということです。

○議長（平野隆雄） 5番加藤雅行議員。

○5番（加藤雅行） そういうことであれば、我々議員が自分達で決めて、議決をしていくことの危うさに対して、あなた自身はどうかというのが質問の主意です。

○議長（平野隆雄） 4番木村隆議員。

○4番（木村隆） 私個人は、何が危ういのか分からないというのが本心です。どういう事例をもって危ういと言うのか、出来れば加藤議員の方から教えていただきたいと思えます。

○議長（平野隆雄） 5番加藤雅行議員。

○5番（加藤雅行） 先ほど説明の中で300万円増額することになるとなっていたんです。11人の定数条例は先ほど可決され、提案されることになるんです。そうすると、町民に対して11人を提案したおかげで、300万円議会費が増額になりますとなるんです。私も全員協議会の場で15万6千円を提案した方です。ただし、それは10人を基本として、我々は住民が納得のできる形の中で議会は構成されるものだと思っていたんです。300万円増額になるというものは、皆がチェックしているんですから初めてとは言いません。そういうものを議会で自分達で決めて増額を議決することに対しては、何の理由か分かりませんが、こういうことではないと思えます。

これ以上は意見の分かれるところもあると思いますので、私の意見も踏まえて質問を終わらせてもらいます。

○議長（平野隆雄） 4番木村隆議員。

○4番（木村隆） 議員として、著しく町益を損ねるような提案はしないと思えます。ですから、

今日まで協議してきたと思っております。

○議長（平野隆雄） ほかに。

（「なし」という声あり）

○議長（平野隆雄） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

8番藤山大議員。

○8番（藤山大） 反対討論をします。

私は、定数10人での議員歳費を考えていました。定数10人であれば15万6千円でも賛成しますが、11人であれば議員歳費総額は304万6千円増額になります。議員歳費は、議員活動日数を考えると歳費増額は致し方ないと思いますが、現在の歳費総額の3,100万円前後で留めるべきだと私は思います。福島町の財政状況を思うと、もう少し今の3,078万7千円でいくべきだと考え、よって、反対します。

○議長（平野隆雄） 賛成討論はございますか。

6番杉村志朗議員。

○6番（杉村志朗） 賛成討論をいたします。

これまで全員協議会が4回ほど開かれまして、それぞれ個人が15万6千円に賛成をしております。今、この場になってそれが10人だからという話であれば、それは全くナンセンスな問題で、福島町特別職報酬等審議会の答申も得ておりますので、賛成をいたします。

○議長（平野隆雄） 反対討論はございますか。

5番加藤雅行議員。

○5番（加藤雅行） 反対討論をさせていただきます。

我々の歳費の問題に関しては、議会基本条例の1つの大変な問題になると絶えず思って反対しました。

また、諮問会議の時の予算を議決した時も、私は自分達で予算を伴う議決をしてきたことも含めて、町民に理解を得られる1つの考え方として、先ほど8番議員がおっしゃったように10人にしてこの金額であれば我々は賛成してきたはずなんですけれども、これが得られない以上、増額を町民にお願いすることを私はこれから先言うことが

できません。よって、反対討論とさせていただきます。

○議長（平野隆雄） 賛成討論はございますか。
11番金沢秀一議員。

○11番（金沢秀一） 賛成討論をいたします。

平成20年6月、胆振管内白老町議会は、全国初の通年議会を導入しました。福島町議会は、半年の試行を終えて、平成21年4月から施行しております。定例会、臨時会の区分を設けず、通年議会となっております。白老町では、議員の拘束時間が大幅に増えたことから、町長の諮問機関が議会活動への対価が必要と引き上げを答申しましたが、財政悪化を懸念して議員自らが引き上げを切り出せずに結論を先送りしています。

議員歳費の支給根拠を明確にするためには、議員の職務を自治事務として検討するのがベストであると私は考えております。議員報酬は、議員活動という役務の対価と提示されております。これは私の意見ではなく、法律的に決まっております。役務については、定性すなわち活動範囲及び定量すなわち量の2面から構成されると考えられています。定性的な観点からは議員活動の範囲を検討対象と、定量的な検討は議員活動の日数が交付対象です。会議、委員会法的な議員活動であります。町主催行事への出席も、議員の職務として位置づけられております。町民との意見交換も議員の職務として位置づけられております。

福島町議会は、望ましい方向に変わってきております。全国から注目されております。総工費150億円、この内借金の起債が50億円の公共下水計画を中止させました。宿泊者100人規模の温泉ホテル構想も中止させました。財務関係のコンピュータシステムの委託は、函館のある会社に丸投げでしたが、別の情報システムの開発の情報を集め、特別委員会でシステムのプレゼンテーションを行い、10年間のランニングコストが当初より4,000万円減額となりました。選挙の平日投票も長く提案してきて、平成19年8月に実施しました。その結果、170万円の人件費が節約されました。来月の町議選挙も平日投票で、1

23万円の効果額が見込まれております。また、平成15年から選挙管理委員会に申し入れを行って、初めて選挙広報を発行し、経費の削減と選挙に対する啓発活動の推進を図っております。

住民直接請求の有志を代表して意見陳述を述べた山名氏は、議会側が定数を11人と決定した経緯に触れ、今回は住民と議会の合意形成が十分でなかったと述べられておりました。議会基本条例第25条の2に、「議会は、広報・広聴常任委員を町民との協働のまちづくりを目指す討議の場と捉え、地域の課題、行政の政策課題、基本構想・基本計画、予算、条例などについて、町民と情報を共有し、自由に意見交換をする」と記されております。広報・広聴常任委員長は、私であります。町民が議会に不信を抱き、今回、直接請求を起こした責任の一端は私にあります。信無くば立たず、次期選挙に私は立候補いたしません。これを機に、幅広い層の住民が議員として参加し、我が町の現状を冷静に見つめ、水面下の交渉ではなく、公の場で首長や同僚としっかり議論できる議員構成を築くことを切に望んで、この議案には賛成と申し上げて討論といたします。

○議長（平野隆雄） 反対討論はございますか。
3番新山大吉議員。

○3番（新山大吉） 反対討論です。

2011年1月4日の道新に、地方議会が一様である必要はない。数を絞って高い報酬を与え、専業で活動させる方法もある。人数を増やす代わりに報酬を抑え、ボランティア的な性格を持たせる方法もある。町村だと議事を置かずに、有権者全員による町村総会を設けることも可能です。人口や面積、産業などを熟知している有権者の手で町に相応しい議会を描くべきだ。選挙が、首長や議員に対する4年間の白紙委任でないことも確認しておく必要がある。総務省の報告書は、住民投票制度の制度化にも言及しております。法的拘束力を持たせるのか、投票権を持つ人の要件を設定するのか、検討課題は多いが、民意を反映する有効な手段になり得るというコラム欄を私は勉強しました。私も今回をもって議員を辞めます。よっ

て、本案には反対します。

○議長（平野隆雄） 暫時休憩いたします。

（休憩 11時15分）

（再開 11時16分）

○議長（平野隆雄） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

10番滝川明子議員。

○10番（滝川明子） 賛成討論をいたします。

現行の13万1千円については、当時、合併破たん後、自立プラン推進の内容と民意の反映をどうするかと大変悩んで苦渋の選択でございました。

しかし、今度の提案は議会における議員の活動日数と、町長の職務遂行日数の比例を町三役の平均給料に乗じて算定するという福島町方式に基づいたもので、標準額17万4千円を出しました。そして、財政状況及び将来の財政推計、財務負担を考慮して、標準額の10パーセント削減の15万6千円と提案のとおりでございます。

私は住民に対してきちんと説明できる内容で、この提案に賛成でございます。町民の負託に応えるべく、活動することの決意も申し添えて賛成討論といたします。

○議長（平野隆雄） ほかに討論はございますか。

（「なし」という声あり）

○議長（平野隆雄） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

発委第2号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（平野隆雄） 3番、5番、7番、8番、9番を除いて起立多数であり、発委第2号は可決いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 11時20分）

（再開 11時28分）

○議長（平野隆雄） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第15号 平成23年度福島町一般会計補正予算（第4号）

○議長（平野隆雄） 日程第5 議案第15号 平成23年度福島町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本庄屋財務課長。

○財務課長（本庄屋誠） それでは、7月会議議案の1ページをお開き願います。

議案第15号 平成23年度福島町一般会計補正予算（第4号）でございます。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ215万6千円を追加いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ34億5,594万9千円とするものでございます。

この度の補正内容につきましては、先に議決いただきました町議会議員の定数及び歳費改正に伴う関連予算、また役場庁舎電算室の冷房設備故障に伴う修繕費でございます。

歳入におきましては、財源としまして普通交付税を計上してございます。

歳出からご説明申し上げますので、別冊説明資料の1ページをお開き願います。

事務事業別説明資料でございます。

1款議会費1目議会費、議会運営費で151万6千円の追加でございます。補正事由につきましては、議会議員定数の減（1人）及び議員歳費の増額改正による補正でございます。9月からの改定分として計上してございます。報酬として議会議員歳費114万8千円、職員手当等議員期末手当として36万8千円の補正でございます。

2款総務費1目一般管理費、庁舎管理費で64万円の追加でございます。電算室の冷房設備（エアコン）の経年劣化故障による修繕費の追加でござ

ざいます。17年経過してございます。需用費として64万円、修繕費を計上してございます。

なお、議案の11ページには議員歳費改定に伴う給与費明細書を添付してございますので、ご審議の参考にしていただきたいと思います。

次に歳入を説明いたしますので、議案の8ページをお開き願います。

9款地方交付税1目地方交付税で215万6千円の補正でございます。1節で普通交付税215万6千円の補正でございます。

以上、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（平野隆雄） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

5番加藤雅行議員。

○5番（加藤雅行） 10ページの説明で修繕費となっているんですけれども、先ほどからお話を伺っていると、17年経過して物自体が非常に劣化していると。これは本当に修繕費という科目になるんですか。

○議長（平野隆雄） 鳴海企画グループ参事。

○企画グループ参事（鳴海清春） 内容につきましては、電算室にあるエアコンを取り替える形になりますので、科目としては修繕費が妥当と思っております。

○議長（平野隆雄） 川岸総務課長。

○総務課長（川岸勤） 若干補足説明をさせていただきます。

本体のエアコンは取り替えますけれども、中に入っている配管諸々の部分については、使える物は既存の物を使う形です。全て取り替えるのではなく、あくまでも使える部分を活用しながら劣化している部分を取り替えていく中での修繕と位置づけております。

○議長（平野隆雄） 5番加藤雅行議員。

○5番（加藤雅行） 少なくとも物品購入であり、需用費になるのではないかと私は思うんです。その辺がどうなのかなと思いました。

それと、冷房機能が失われてきたのが6月のい

つの時点とはおっしゃってなかった。これは相当の年度も経っています。当時とはサーバーの容量、それから電算機器の熱の発生が相当変わってきていることは分かっているんです。今回の補正をする以前に、私はもっと早くにやるべきだったのではないかと思うんです。裏を返すと、今あえてやらなくても、もう少し調整して予算の計上をするべきでないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（平野隆雄） 鳴海企画グループ参事。

○企画グループ参事（鳴海清春） 電算室については、大体18度が適正温度と言われております。ただ、つい最近急激に温度が上昇し始めてきて、現在のところ30度近い熱を持って、私どもの方としてもエアコンが効かないものですから、窓を開けたり色々工夫をしながらしのいでいる状態でございます。

そして、電算室についてはご存知のとおり、電算化が進むことによってサーバーが当初計画したものより大分増えてございまして、今は大体大きく5つ程のサーバーが電算室の中に入っております。これから夏期を迎えるにあたって、やはりメンテナンスを考えた場合、機械に適した設定を早くすべきという判断の下、今回急ではありますけれども補正計上をお願いしたということでございます。

○議長（平野隆雄） 5番加藤雅行議員。

○5番（加藤雅行） おそらくこういう冷蔵機器はガス漏れとか色々な問題があると思うんです。だから、つい最近というのはいつですかと聞いています。先ほど職務代理者がおっしゃった時は6月の時点なんです。壊れたんだったら話は別で、もっと早く急ぐべきだと思います。効きが悪くなっているからということだから、私はこういう質問をしているんです。その違いは歴然としているんです。今回の提案がなぜ急がれなかったのかを聞いているんです。

○議長（平野隆雄） 福島町長職務代理者竹下副町長。

○福島町長職務代理者（竹下泰弘） 電算室はエアコンを使っていますので、ドアの開閉はきち

んとしなさいということで常日頃対応しているわけですけれども、6月上旬に窓が開けっ放しになっていて、聞いた話ではオーバーヒートしている。それがきちんと結果が出たのが6月中旬です。電機屋さん、それから専門家にも見ていただいたら、これ以上今の機器では持たないと。当時からの電算室に設置しているサーバーもかなりオーバーしているのです、今回色々な議論がありますけれども、きちんとした中で整備をしていきたい。そして、今設置している機器よりも、サーバーの容量の大きい物に取り替えていく。取り替えると先ほど説明しましたが、本体だけは取り替えますが、外部からの配管、中の配管も使える物は使っていくということで計上させてもらいました。加藤議員がご質問のようにいずい部分もありますけれども、今回はそういうことです。私どもも早期に対応しなかったことについては、お詫びをしなければいけない部分もあるかと思っておりますけれども、そういう事をご理解いただきたいと思います。

○議長（平野隆雄） 5番加藤雅行議員。

○5番（加藤雅行） 実際、こういう事でサーバーが能力ダウンどころか、サーバーが機能しなくなっていったら、東日本大震災の時のようにサーバーがあって初めて行政は動くというのを実感しているはずだと思うんです。専決処分してでもやるべき問題だったのではないですか。私はそれぐらい危機管理をもってやるべきではなかったのかと思っています。ですから、そういうことを含めて検討させてもらいました。

○議長（平野隆雄） ほかに。

（「なし」という声あり）

○議長（平野隆雄） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（平野隆雄） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第15号を決することに賛成の方は起立を

願います。

（賛成者起立）

○議長（平野隆雄） 3番、5番、7番、8番、9番を除いて起立多数であり、議案第15号は可決いたしました。

◎休 会 宣 告

○議長（平野隆雄） 以上で、本7月会議に付議された案件の審議を全て終了いたしました。

よって、これで7月会議を終了いたします。

どうもご苦労様でした。

（休会 11時40分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員